

○ 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月1日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交付金の構成                      本交付金は、次に掲げるものにより構成される。                      1 (略)                      2 資源向上支払交付金                      資源向上支払交付金は、法第 3 条第 3 項第 1 号ロに掲げる事業として別紙 2 に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組み広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。                      (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動                      (2) 施設の長寿命化のための活動                      [削る]                      (3) 組織の広域化・体制強化</p> <p>第 5～第 7 (略)</p>	<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交付金の構成                      本交付金は、次に掲げるものにより構成される。                      1 (略)                      2 資源向上支払交付金                      資源向上支払交付金は、法第 3 条第 3 項第 1 号ロに掲げる事業として別紙 2 に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組み広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。                      (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動                      (2) 施設の長寿命化のための活動  <u>(3) 地域資源保全プランの策定</u>                      (4) 組織の広域化・体制強化</p> <p>第 5～第 7 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙 1)                      農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 9 (略)</p> <p>(別紙 2)                      資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 5 (略)</p>	<p>(別紙 1)                      農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 9 (略)</p> <p>(別紙 2)                      資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 5 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p><b>第 6 資源向上支払交付金の算定</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価</p> <p>第 4 の 1 から 3 までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1) から (3) までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a (略)</p> <p>b 農村協働力の深化に向けた活動への支援</p> <p>a の支援を受ける対象組織であって、<u>次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、</u>当該活動期間中に限り a の表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p><u>(a) 農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合</u></p> <p><u>(b) 農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、役員に女性が 2 名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 6 割以上が参加する実践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に行う場合</u></p>	<p><b>第 6 資源向上支払交付金の算定</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価</p> <p>第 4 の 1 から 3 までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1) から (3) までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a (略)</p> <p>b 農村協働力の深化に向けた活動への支援</p> <p>a の支援を受ける対象組織であって、<u>構成員のうち農業者以外の者が 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち 8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、</u>当該活動期間中に限り a の表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p>

改正後

地目	区分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	400円	200円
	北海道	320円	160円
畑	都府県	240円	120円
	北海道	80円	40円
草地	都府県	40円	20円
	北海道	20円	10円

エ・オ (略)

(2)・(3) (略)

第7～第8 (略)

第9 資源向上支払交付金の返還

1～2 (略)

3 事業計画の不備による過大交付

対象組織の代表者が作成し、市町村長が認定した事業計画の内容に誤りがあり、その結果、本来受け取るべき交付金の額を超えた額を受領した場合は、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち本来交付すべき交付金の額を超えた額を対象とする事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

4 平成26年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した活動組織については、1又は2に該当する場合、市町村長又は多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について（平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知）附則第11の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者が、広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。

現行

地目	区分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	400円	200円
	北海道	320円	160円
畑	都府県	240円	120円
	北海道	80円	40円
草地	都府県	40円	20円
	北海道	20円	10円

エ・オ (略)

(2)・(3) (略)

第7～第8 (略)

第9 資源向上支払交付金の返還

1～2 (略)

[新設]

3 平成26年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した活動組織については、1又は2に該当する場合、市町村長又は多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について（平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知）附則第11の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者が、広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。

改 正 後	現 行
<p><u>5</u> 市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。</p>	<p><u>4</u> 市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。</p>

附 則（令和2年3月31日付け元農振第3707号）

1 本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 本要綱に基づき令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。